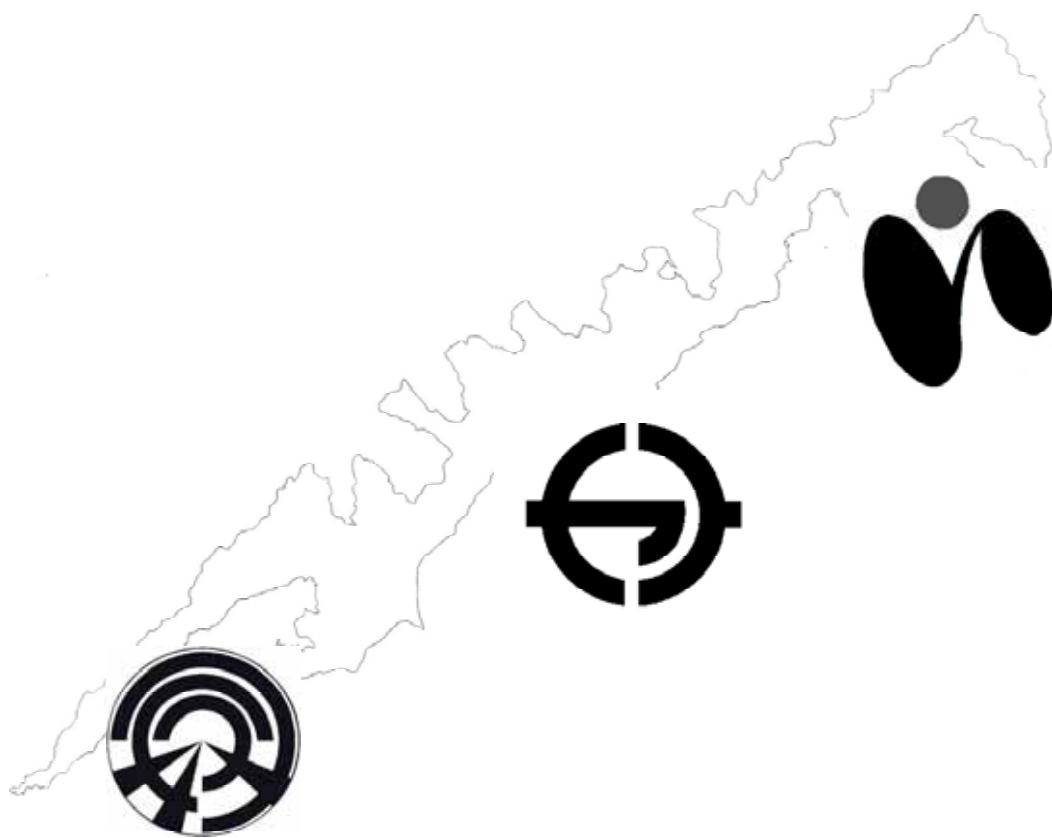


伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

第12回会議資料



日 時：平成15年12月15日（月）午後2時から
場 所：瀬戸町民センター 2階 会議室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会 議 録 署 名 人 の 指 名 に つ い て

（ ） （ ） （ ）

4 . 議 事

報 告

報告第 2 5 号 各小委員会報告について

協 議

< 継 続 協 議 >

協議第 5 号 機構及び組織の取扱いについて

協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 2 8 号 各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて

協議第 2 9 号 各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて

< 新 規 協 議 >

協議第 3 0 号 各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

協議第 3 1 号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

< 継 続 協 議 >

協議第 2 号 合併の時期について

協議第 3 号 新町の名称について

そ の 他

第 1 3 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . そ の 他

6 . 副 会 長（三崎町長）あいさつ

7 . 閉 会

配布資料一覧表

	ページ
(報 告)	
1 . 報告第 2 4 号 各小委員会報告について	1
(協 議)	
< 継続協議 >	
2 . 協議第 5 号 機構及び組織の取扱いについて	2
3 . 協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱いについて	
4 . 協議第 2 8 号 各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて	
5 . 協議第 2 9 号 各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて	
< 新規協議 >	
6 . 協議第 3 0 号 各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて	3
7 . 協議第 3 1 号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて	5
< 継続協議 >	
8 . 協議第 2 号 合併の時期について	7
9 . 協議第 3 号 新町の名称について	8
(その他)	
1 0 . 第 1 3 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	1 0

報 告

報 告 第 2 5 号

各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成15年12月15日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

資 料

	ページ
1 . 総務小委員会	1 - 1

平成15年12月10日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一様

総務小委員会
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年12月10日(水) 午後1時30分～2時55分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 10名(欠席2名) 事務局 6名 (増田局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、三好班長、 竹内班長補佐) 専門部会 (伊方町農林水産課長、瀬戸町産業課長、三崎町産業課長)
<p>【 協議項目の審議の経過 】</p> <p>《継続協議》</p> <p><u>町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目 6)</u> 3町議会間での協議の状況についての説明があり、その後、各町議会議長から各町議会の考え方についての報告を受けましたが、在任特例の適用についての考え方等に意見の相違があるため意見集約には至っていないという状況であります。今後も、3町の議会での意見の集約をお願いし、その結果を受けて審議するというので、継続して審議することになりました。</p> <p><u>農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(項目 7)</u> 3町の農業委員会での意見の集約をお願いし、その結果を受けて、3町の農業委員会事務局で集約された意見について事務局より報告を受け、審議を行い、報告された方針にて、おおむね了承されましたが、今後は、各町の農業委員会での確認を行うこととして、継続して審議することになりました。</p> <p><u>財産の取扱いについて(項目 5)</u> 平成14年度決算に基づく財産に関する説明を事務局より受けました。3町の有する財産、公の施設及び債務は新町に引き継がれるものであるということを基本としつつ、例外的な取扱いが必要な財産の対応について結論が出ていないため、継続して審議することになりました。</p> <p><u>各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目 22 -)</u> 事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方針等について審議を行いました。事務局から提案された調整方針(案)を原案どおり承認し、決定いたしました。</p>	

協 議

継続協議

協議第 5 号

機構及び組織の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

協議第 1 6 号

一部事務組合等の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

協議第 2 8 号

各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

協議第 2 9 号

各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井 上 善 一

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月15日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱い

- 1 新町において、広報誌を発行するものとする。発行日、発行回数及び配布方法は合併までに調整する。
- 2 新町の町勢要覧は、合併後すみやかに発行するものとする。
- 3 新町において、ホームページを開設するものとする。
- 4 防災行政無線については、合併後すみやかに、町内の全地域を統括するシステムに整備するものとする。
- 5 CATV網を活用した文字放送等による行政情報の提供体制については、新町においてすみやかに環境整備を図るものとする。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年12月9日	合併協議会提案	平成15年12月15日
-------	------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	広報広聴関係事業
事務事業・制度名	広報広聴関係事業	担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	1 新町において、広報誌を発行するものとする。発行日、発行回数及び配布方法は合併までに調整する。 2 新町の町勢要覧は、合併後すみやかに発行するものとする。 3 新町において、ホームページを開設するものとする。 4 防災行政無線については、合併後すみやかに、町内の全地域を統括するシステムに整備するものとする。 5 CATV網を活用した文字放送等による行政情報の提供体制については、新町においてすみやかに環境整備を図るものとする。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
町広報誌の発行	広報誌名：広報 いかた 発行：毎月26日発行を基本としている。 サイズ：A4版 作成部数：4100部 配布方法 町内分：地区毎に区長宅へ配布 2680部 町外分：郵送 約1100部(国外 12部)	広報誌名：広報 せと 発行：毎月23日発行を基本としている。 サイズ：A4版 作成部数：2100部 配布方法 町内分：地区毎に区長宅へ配布 1240部 町外分：郵送 約 700部	広報誌名：広報 みさき 発行：毎月第4若しくは第5水曜日 サイズ：A4版 作成部数：2100部 配布方法 町内分：地区毎に区長宅へ配布 1750部 町外分：郵送 約 80部	・新町において、広報誌を発行するものとする。 発行日、発行回数及び配布方法は合併までに調整する。
町勢要覧	発行：全面改訂は概ね10年 一部改訂は概ね2年 サイズ：A4版 ページ数：本編32ページ、資料編16ページ 作成部数：5000部 配布：希望者には随時無料で配布	発行：4年に1回程度 サイズ：A4版 ページ数：本編40ページ、資料編20ページ 作成部数：500部 配布：希望者には随時無料で配布	発行：4年に1回程度 サイズ：A4版 ページ数：本編28ページ、資料編8ページ 作成部数：2000部 配布：希望者には随時無料で配布	・新町の町勢要覧は、合併後すみやかに発行するものとする。
ホームページ	開設：平成10年2月 プロバイダー：四国インターネット アドレス：http://www.shikoku.ne.jp/ikata/	開設：平成9年12月 プロバイダー：STネット アドレス：http://www.town.seto.ehime.jp/	開設：平成15年10月 プロバイダー：OCN アドレス：http://www.town.misaki.ehime.jp/	・新町において、ホームページを開設するものとする。

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年12月15日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（窓口業務）の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。2 住民の異動等の受付事務については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。ただし、外国人登録事務に関しては、本庁窓口での取り扱いのみとする。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年12月9日	合併協議会提案	平成15年12月15日
-------	------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	窓口業務	
事務事業・制度名	窓口業務(各種証明書の発行及び住民異動手続き、印鑑登録等)		担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。 2 住民の異動等の受付事務については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。ただし、外国人登録事務に関しては、本庁窓口での取り扱いのみとする。			

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
各種証明書の発行	・窓口での証明書等発行件数(平成14年度) 戸籍関係の謄抄本等 4,141件 住民票関係の証明等 4,333件 印鑑登録関係 2,848件	・窓口での証明書等発行件数(平成14年度) 戸籍関係の謄抄本等 2,902件 住民票関係の証明等 2,226件 印鑑登録関係 1,127件	・窓口での証明書等発行件数(平成14年度) 戸籍関係の謄抄本等 3,069件 住民票関係の証明等 2,768件 印鑑登録関係 1,559件	・窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。
戸籍、住民異動事務	・戸籍等の受付窓口 役場本庁、町見支所及び二見出張所	・戸籍等の受付窓口 役場本庁及び四ッ浜支所	・戸籍等の受付窓口 役場本庁	・住民の異動等の受付事務については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。ただし、外国人登録事務に関しては、本庁窓口での取り扱いのみとする。
印鑑登録事務	・印鑑登録のできる窓口 役場本庁及び町見支所 ・印鑑証明書の発行窓口 役場本庁、町見支所及び二見出張所	・印鑑登録のできる窓口 役場本庁 ・印鑑証明書の発行窓口 役場本庁及び四ッ浜支所	・印鑑登録のできる窓口 役場本庁 ・印鑑証明書の発行窓口 役場本庁	
外国人登録事務	・外国人登録の受付窓口 役場本庁	・外国人登録の受付窓口 役場本庁	・外国人登録の受付窓口 役場本庁	
火葬許可証交付事務	・受付窓口 役場本庁及び町見支所	・受付窓口 役場本庁及び四ッ浜支所(時間外対応不可)	・受付窓口 役場本庁	

協 議 第 2 号

合併の時期について（修正協議）

合併の時期については、協議第2号において確認されたところであるが、合併協議の進捗状況等を勘案し、次のとおり提出する。

平成15年12月15日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

合併の時期（修正協議）

合併の期日は、平成17年3月31日とする。 なお、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられたときは、合併協議の進捗状況等を勘案してあらためて協議する。

平成 年 月 日 確認

【修正前】

合併の時期

合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併期日については、あらためて協議する。

平成15年1月14日 確認

協 議 第 3 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成15年12月15日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会 長 井 上 善 一

新町の名称

平成 年 月 日 確認

別 紙

「新町の名称について」の協議資料

1 新町名称候補の選定基準（第8回合併協議会提案）

新町の名称の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の条件の1つ以上に該当する名前とする。

地域が地理的にイメージできる名前

地域の特徴を表す名前

地域の歴史・文化にちなんだ名前

地域を対外的にアピールできる名前

地域の知名度が向上できる名前

住民等の理想・願いにちなんだ名前

その他新町としてふさわしい名前

2 合併協議会での決定方法（第11回合併協議会提案）

1 協議の手順

平成15年12月15日開催の第12回合併協議会にて協議。

協議が整った場合

- ・協議第3号「新町の名称について」を提案し、確認を行う。

協議が整わなかった場合。

- ・「新町名称決定のための投票等要領（案）」を提案し、承認を求める。

次回開催の合併協議会（12月25日開催予定）にて投票作業を行う。

注）『協議が整う』とは、全会一致での決定を前提といたしております。

そ の 他

第13回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第8回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第9回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第10回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第11回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第13回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 15:00~